

## 財団法人 日本サッカー協会

## 平成 21 年度 第 11 回理事会

## 協議事項

1.	平成 22 年度 事業計画の件 (協議) 資料No.1
2.	平成 22 年度 予算の件 (協議) 資料No.2
3.	技術委員退任の件 布啓一郎技術委員より技術委員辞任の申し出があり、これを受理したい。 なお、技術委員の補充は行わない。
4.	大学・専門学校における指導者養成講習会の件 以下の大学において、平成 22 年度より公認 C 級コーチ養成講習会の開設を認めたい。 ■ 静岡福祉大学（静岡県）（C 級） インストラクター：山田 泰寛（47F A インストラクター） 公認 A 級コーチ ■ 尚美学園大学（埼玉県）（C 級） インストラクター：塩田 憲一（47F A インストラクター） 公認 B 級コーチ  参考：開設認定校数 大学：30 校 短大：2 校 専門学校：16 校
5.	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの件 2007 年 12 月 7 日に開催された平成 19 年度第 8 回理事会において、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの建設にあたり、堺市に対して総額 5 億円の財政的支援を行うことが承認された。 2009 年 3 月 12 日に開催された平成 20 年度第 12 回理事会において、堺市との合意書に基づき、本協会と堺市で宿泊機能の検討を行い整備することを前提に、平成 20 年度に 2 億円、平成 21 年度に 3 億円を堺市に寄付することが承認され、平成 20 年度に 2 億円を寄付した。 現在、施設に相応しい宿泊規模、機能の調査ならびに協議を実施しており、宿泊機能設置をすすめている。 これらを受け本年度内に堺市に 3 億円を寄付することとしたい。  ■施設概要 ・グラウンド：天然芝 5 面 内 1 面観客席（3,032 席）及び照明設備付 人工芝 9 面 内 2 面照明設備付 フットサル 人工芝 8 面 全面照明設備付内 3 面屋根付 ・その他：センター広場、スポーツ広場、クラブハウス 1 棟、ロッカーハウス 4 棟

サイクリングコース、ウォーキングコース など	
6.	J F A国際ナショナル・レフェリーインストラクター・コース 2010 (A F C加盟協会向け) の件
<p>アジア貢献事業の一環として、下記の指導者養成コースを開催したい。</p> <p>コース名： (第3回) J F A国際ナショナル・レフェリーインストラクター・コース 2010 (A F C加盟協会向け)</p> <p>期 間： 2010年6月7日(月)～6月12日(土)</p> <p>会 場： 清水ナショナルトレーニングセンター</p> <p>講 師： J F A S級審判インストラクター</p> <p>募集人数： 20名(最大)</p> <p>応募資格： ・A F C加盟協会にて、地域レベルの審判員・全国レベルを目指す審判員の育成に携わり、英語が堪能な60歳以下の審判インストラクター ・各協会から最大2名が応募可能</p> <p>費用負担： 日本までの国際航空券代は、参加協会または参加者が負担する。 日本国内移動費・宿泊費・食費はJ F Aが負担する。</p> <p>資格授与： コースを終了した参加者には、修了証を授与し、1級審判インストラクターの資格を付与する。</p> <p>備 考： 第1回は2008年4月22日～26日に清水ナショナルトレーニングセンターで開催し24名が参加。 第2回は2009年5月12日～17日にJヴィレッジで開催し25名が参加。</p>	
7.	日本人指導者海外派遣の件 <b>(協議) 資料No.3</b>
<p>北マリアナ諸島サッカー協会(N M I F A)からの要請を受け、アジア貢献事業の一環として、下記指導者と契約し派遣したい。</p> <p>派 遣 者： 関口 潔(セキグチ キヨシ) (41歳)</p> <p>派遣先協会： 北マリアナ諸島サッカー協会</p> <p>資 格： 公認A級コーチ(2005年度取得)</p> <p>役 職： 北マリアナ諸島代表、各年代代表チームの監督および技術委員長</p> <p>契約期間： 2010年3月19日～2011年1月31日</p> <p>略 歴： 資料No.3のとおり</p>	
8.	J F Aマッチコミッショナー認定(新規)の件
<p>「J F Aマッチコミッショナー認定制度」の選考手順に基づき、J F Aの推薦を受けた下記17名について、2月26日付 競技会委員会において審議された結果、2010年度J F Aマッチコミッショナーとして認定したい。</p> <p>①青木 克史(アキ カツミ) 36歳(神奈川県) J F A事業部係長</p> <p>②石井 正明(イイ マサキ) 43歳(埼玉県) Lリーグ事務局</p>	

③石崎 忠利 (イサキ タクト)	65 歳 (栃木県)	栃木県サッカー協会副会長
④磯谷 正人 (イガイ マサト)	51 歳 (長野県)	長野県サッカー協会理事
⑤伊藤 庸夫 (イトウ ユヂ)	68 歳 (東京都)	前 JFL 評議員 (SAGAWA SHIGA FC)
⑥荻原 憲嗣 (ヒギハラ ノリツグ)	58 歳 (北海道)	北海道サッカー協会特任理事
⑦小田川 正二 (オダガワ ショウジ)	61 歳 (和歌山県)	和歌山県サッカー協会常務理事
⑧桂木 聖彦 (カツギ マサヒコ)	45 歳 (山形県)	山形県サッカー協会常務理事
⑨北原 洋一 (キタハラ ヒロカズ)	57 歳 (長野県)	長野県社会人サッカー連盟会長
⑩小林 美由紀 (コバヤシ ミユキ)	45 歳 (千葉県)	全日本大学女子サッカー連盟理事
⑪清水 佐平 (シミス サヘイ)	55 歳 (静岡県)	静岡県サッカー協会 1 種委員会評議委員
⑫谷本 圀之 (タニモト クニユキ)	65 歳 (広島県)	前 J リーグマッチコミッショナー
⑬土屋 英樹 (ツチヤ ヒデアキ)	45 歳 (宮崎県)	宮崎県サッカー協会社会人委員会副委員長
⑭成田 雅明 (ナリタ マサアキ)	65 歳 (静岡県)	前 J リーグマッチコミッショナー
⑮前澤 弘一 (マエザワ コウイチ)	46 歳 (長野県)	長野県サッカー協会社会人委員長
⑯宮崎 純一 (ミヤザキ ジュンイチ)	46 歳 (長野県)	全日本大学サッカー連盟技術委員
⑰森塚 佳明 (モリヅカ ヨシアキ)	59 歳 (香川県)	香川県サッカー協会

以上

9. 第 34 回全国地域サッカーリーグ決勝大会参加チーム変更の件

(平成 22 年度) 第 34 回全国地域サッカーリーグ決勝大会参加チーム数を従前の 16 チームから 12 チームへ変更したい。

<変更案>

(1) チーム数：16→12チーム

カテゴリー	現 状	本件後	備考
① 9 地域リーグ	9	9	地域リーグ 1 位チーム
② 全国社会人大会	2	2	ベスト 4 のうち①で出場資格のない上位 2 チーム
③ 優遇	1	1	優遇措置の適用を希望し J F A で承認された場合
④ 前年ベスト 4 地域	4	0	削減
参加チーム数	1 6	1 2	

※上記で 12 チームに満たない場合は、前年度 6 月末加盟登録数の多い地域リーグ順に 2 位チームの出場を認める。(例：関東リーグ、関西リーグ、九州リーグの順)

(2) 大会形式：1 次ラウンド：1 グループ 4 チームの 3 グループでのリーグ戦

決勝ラウンド：1 次ラウンド各グループ 1 位と各グループ 2 位の最上位の計 4 チームによるリーグ戦

10. J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認規程の改正

(協議) 資料 No. 4 ①②

J F A 公認済みの人工芝ピッチにおいて、全面張替を行う事例に対応すべく、

「J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認規程」を改正したい。

・改訂表 資料 No. 4 ①

・J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認に関するガイドブック(第 5 版)抜粋 資料 No. 4

②

## 11. JFAロングパイル人工芝ピッチ公認(新規)の件

## 1. 公認申請者：山口県

施設名：山口県立おのだサッカー交流公園 多目的スポーツ広場Aピッチ  
(山口県/山陽小野田市)

施設所有者：山口県知事 二井関成

公認期間：2010年3月18日～2013年3月17日

公認番号：第99号

## &lt;特記事項&gt;

- ◆ドリームターフ(MSpro2065) / 積水樹脂(株)は製品検査(ラボテスト)を完了し、JFAロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆公認規程に基づき2回の検査(フィールドテスト)を実施し、JFAロングパイル人工芝基準を満たしている。

## 2. 公認申請者：山口県

施設名：山口県立おのだサッカー交流公園 多目的スポーツ広場Bピッチ  
(山口県/山陽小野田市)

施設所有者：山口県知事 二井関成

公認期間：2010年3月18日～2013年3月17日

公認番号：第100号

## &lt;特記事項&gt;

- ◆ドリームターフ(MSpro2065) / 積水樹脂(株)は製品検査(ラボテスト)を完了し、JFAロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆公認規程に基づき2回の検査(フィールドテスト)を実施し、JFAロングパイル人工芝基準を満たしている。

## 12. 審判指導者契約の件

次の2名の審判指導者と契約を更新したい。

## &lt;更新&gt;

## ① 黛 俊行(まゆずみ としゆき) / 54歳

役職： 審判トレーニングセンター・チーフダイレクター

期間： 2010年4月1日～2012年3月31日

業務： ・審判トレーニングセンターの企画、立案、運営  
・一級審判員の育成  
・一級審判員の認定にかかわる業務

## ② 石山 昇(いしやま のぼる) / 51歳

役職： JFAレフェリーカレッジ・インストラクター

期間： 2010年4月1日～2012年3月31日

業務： ・レフェリーカレッジの企画、立案、運営  
・競技規則に関する業務

・ F I F A、 A F C 等からの業務依頼への対応

### 13. プレジデント・ミッション(PHQ) 関連事項

#### I. 平成 22 年度 各種支援制度の対象協会について(協議事項)

##### 1. 各種支援制度 補助金一覧

(協議) 資料No.5

##### 2. 各種支援制度 選定に関して

##### 1) M3:「JFAキッズプログラム」の推進【2010年度支援制度(キッズ)】

(協議) 資料No.6

##### 2) M4:中学生年代の環境充実【2010年度支援制度(中学)】

(協議) 資料No.7

##### 3) M5:エリート養成システムの確立【2010年度支援制度(エリート)】

(協議) 資料No.8

##### 4) M6:女子サッカーの活動推進【2010年度支援制度(女子)】

(協議) 資料No.9

##### 5) M7:フットサルの普及推進【2010年度支援制度(フットサル)】

(協議) 資料No.10

##### 6) M8:リーグ戦の推進と競技会の整備・充実【2010年度支援制度(リーグ戦)】

(協議) 資料No.11①②

##### 7) M9:地域/都道府県協会の活動推進

##### ➤ 【2010年度支援制度(チャレンジFA)】

(協議) 資料No.12

##### ➤ 【2010年度支援制度(シニア)】

(協議) 資料No.13

##### ➤ 【2010年度支援制度(タスクフォース)】

(協議) 資料No.14

#### II. 都道府県フットボールセンター整備推進事業について(協議事項)

「都道府県フットボールセンター整備助成事業 助成金交付要項」第7条の規定に基づき、次のとおり、助成金交付の決定を行う。

##### 1. 助成金交付申請書の受理

本年度 第8回理事会(2009年12月10日)にて交付の内示を決定した平成22年度の5件の案件(岩手/秋田/長野/和歌山/大分)につき、正式な交付申請書の提出を受けた。

##### 2. 助成金交付の決定

交付内示額との変更なし。

(協議) 資料No.15

#### III. 平成 23 年度(2011 年度)以降の「JFA メンバーシップ制度基本還元金」と「PHQ 各種支援制度」計画について(協議事項)

(協議) 資料No.16①②

## ●目的：

- ① サッカーファミリーの拡大～500万人にむけて～
- ② 各ミッションの更なる発展
- ③ 47都道府県協会（以下：47FA）の拡充と連携強化にむけて

## ●基本的な考え方：

JFAが行っている事業の中で、47FAで管理できるものは可能な限り運営の裁量権を47FAへ移譲することを今後推進していく。その第一歩として、これまで行われてきた事業紐付きでのPHQ支援制度を廃止し、包括的に助成金を交付することにより、47FAが独自に予算配分を行い、地域性や独自性を発揮した取り組みが行えるような計画とする。

## ●主な内容及び変更点：

- ① 計画は2011～2013年度の3ヶ年とする。
- ② 47FAに配分される予算は登録数や登録料をバロメーターとする。
- ③ 「登録料還付金」、「JFAメンバーシップ制度基本還元金」、「PHQ各種支援制度（M2. 都道府県フットボールセンター整備推進事業は除く）」による現行内容での支給を廃止。一定（まとめた）額を基本交付金（仮称）として47FAに支給する。
- ④ 基本交付金（仮称）については、財源を明確にし、支給する前々年度（2011年度は2009年度等）のJFA登録料収入の45%とする。
- ⑤ また、過去の支給額との差額を補てんするため、時限的な措置として2011・12年度に特別補助金（仮称）を別途支給する。2013年度は支給なしとする。
- ⑥ 特別補助金（仮称）については、2011年度は2009年度JFA登録料収入の5%、2012年度は2010年度JFA登録料収入の2.5%を原資として、算出した比率に応じ一部47FAに支給する。
- ⑦ 更に、基本交付金（仮称）と特別補助金（仮称）の47FAの受給額の下限を1500万円に設定し、差額分を一部47FAに別途支給する。なお、支給については2011・12年度のみ、2013年度は支給なしとする。
- ⑧ 基本交付金（仮称）や特別補助金（仮称）については、全登録カテゴリー（チーム／監督／選手／フットサル：チーム含む／審判員／指導者／役員／資格）の登録数や登録納付料、自都道府県人口比等を算出根拠とする。
- ⑨ 支給額の予算配分については47FAが行うこととするが、用途については「公益事業目的」とし、詳細については別途案内する。
- ⑩ JFAでは、47FAの用途計画について内容を確認するため、検討の上、要項を決定し、47FAは用途計画書（仮称）をJFAに提出とする。

## ●具体的な支給方法

\*資料No. 16①②の通り